

# 利息制限法改正後の ATMご利用手数料のお知らせ

利息制限法等<sup>※</sup>の改正に伴い、平成22年6月18日より、総合口座貸越取引およびカードローン取引において、貸越時のお借入・ご返済金額に応じ、ATMご利用手数料の上限額を右記の通り改定いたします。

※「利息制限法」施行令第2条および「出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律」施行令第2条（平成19年11月公布）

◎対象となる取引には普通預金・貯蓄預金等の預金取引による入出金は含みません。

## ATMご利用手数料の上限額

お借入またはご返済金額が  
**1万円以下の場合**

**105円**

お借入またはご返済金額が  
**1万円超の場合**

**210円**

### ① 当行の通帳・キャッシュカードで、当行のATM (当行が管理するコンビニATMを含む)をご利用の場合

- 当行が定めるATMご利用手数料が210円の時間帯で、総合口座貸越取引およびカードローン取引のご利用額が1万円以下の場合、ATMご利用手数料を105円といたします。

### ② 当行のキャッシュカードで、提携金融機関のATMをご利用の場合

- 提携金融機関が定めるATMご利用手数料が210円以上の時間帯で、総合口座貸越取引およびカードローン取引のご利用額が1万円以下の場合、ATMご利用手数料を105円といたします。
- 当該取引の場合でも提携金融機関が発行するご利用明細票に「手数料210円」等と表示される場合がありますが、お客さまのご利用口座からは105円のみを引き落といたします。(ご利用明細票表示金額との差額は当行が負担いたします。)後日、ご通帳への記帳によりご確認願います。

### ③ 提携金融機関のキャッシュカードで、当行のATMをご利用の場合

- 当行が定めるATMご利用手数料が210円の時間帯で、総合口座貸越取引およびカードローン取引のご利用額が1万円以下の場合でも、ご利用明細票に「手数料210円」と表示される場合があります。
- 実際に引き落とされた手数料額についてご不明な点がございましたら、お取引の提携金融機関におたずねください。

(平成22年6月18日現在)

本件に関する  
お問い合わせ先

◎ATMサービスセンター



**0120-252-557**

[受付時間]

平日 0:00~24:00<sup>\*</sup> / 土曜 0:00~21:00<sup>\*</sup> / 日祝日 7:30~21:00

※但し、月曜および祝日の翌日は6:30からの受付となります。



西日本シティ銀行